

基 発 1226 第 5 号  
平成 26 年 12 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件の適用について

「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件」(平成 26 年厚生労働省告示第 506 号)が本日公示され、改正後の「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」(平成 18 年厚生労働省告示第 25 号。以下「告示」という。)が平成 27 年 1 月 1 日から適用されることとなった。

については、これに係る労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 95 条の 6 の規定に基づく報告(以下「有害物ばく露作業報告」という。)について、関係者への周知徹底を図るとともに、下記事項に十分留意し、その運用に遺漏のないようにされたい。

## 記

### 1 有害物ばく露作業報告の対象となる物(告示第 1 条関係)

別紙の表の中欄に掲げる物(以下「対象物」という。)及び対象物を含有する製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。)を有害物ばく露作業報告の対象とすること。

### 2 報告の期間等(告示第 2 条関係)

事業者は、平成 27 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物が 500 キログラム以上になったときは、平成 28 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、所轄労働基準監督署長に有害物ばく露作業報告を行わなければならないこと。

(別紙)

コード	物	含有量 (重量%)
195	イソシアン酸メチル	0.1%未満
196	イソホロン	0.1%未満
197	2-イミダゾリジンチオン	0.1%未満
198	オクタン (ノルマル-オクタンに限る。)	1%未満
199	クロロピクリン	1%未満
200	ジチオリン酸O・O-ジエチル-S- (2-エチルチオエチル) (別名ジスルホトン)	0.1%未満
201	しょう脳	0.1%未満
202	チオ尿素	0.1%未満
203	チオリン酸O・O-ジメチル-O- (3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン)	1%未満
204	デカボラン	1%未満
205	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	0.1%未満
206	1-ナフチル-N-メチルカルバメート (別名カルバリル)	1%未満
207	ニトリロ三酢酸	0.1%未満
208	N- [1- (N-ノルマル-ブチルカルバモイル) -1H-2-ベンゾイミダゾリル] カルバミン酸メチル (別名ベノミル)	0.1%未満
209	フェノチアジン	0.1%未満
210	ブロモジクロロメタン	0.1%未満
211	1-プロモプロパン	0.1%未満
212	ペンタボラン	1%未満
213	ほう酸ナトリウム (四ホウ酸二ナトリウム十水和物に限る。)	0.1%未満
214	メチルヒドラジン	0.1%未満